

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第3347号)

令和8年6月18日

横情審答申第3347号

令和8年6月18日

横浜市長 山中竹春様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 松村雅生

個人情報の保護に関する法律第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和7年5月9日建違対第75号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「横浜市旭区特定地に係る建築基準法違反に対する勧告書」の保有個人情報不開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「横浜市旭区特定地に係る建築基準法違反に対する勧告書」の保有個人情報保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和7年3月31日付で行った上記1記載の保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）の不開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである

3 実施機関の不開示理由説明要旨

本件保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第60条第1項に規定する保有個人情報が存在しないため、不開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

本件保有個人情報は、横浜市行政文書管理規則（平成12年3月横浜市規則第25号）第10条第4項の規定に基づき制定する行政文書分類表（課等別）において「是正指導＞指導関係書類」に分類され、5年保存と定められている。開示請求書を受理した時点において、保存年限内である平成31年・令和元年以降に本件保有個人情報は作成しておらず、平成30年度以前に作成された本件保有個人情報は保存年限経過により廃棄済みであり、保有していないことから、不開示とした。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書、主張書面及び反論書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消したうえで、請求文書の開示を求める。
- (2) 令和6年7月12日の現況確認（以下「本件訪問」という。）時に組織的に用いるものとして、審査請求人の教示のもと作成し保有された文書は、実施機関の内部又は相互間における意思決定前の審議、検討又は協議の段階において作成し取得された文書であり、その文書に基づき、各所に勧告されたと通知をいただいたことから、勧告文書の開示請求を行った。
- (3) 審査請求人に違反勧告を行ったように掲題した上で行った本件処分は、行政手続

法（平成5年法律第88号）第8条の趣旨に照らし適切さを欠いている。

5 審査会の判断

(1) 建築基準法等に違反する工作物等の違反是正に係る業務について

建築局違反对策課では、建築基準法（昭和25年法律第201号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）等の法令に違反する建築物等について、違反建築物の所有者、占有者、工事施工者等に対して違反の是正指導や措置命令を行っている。是正が進まない案件や人命危険が高い案件、周囲への影響が大きい案件に対しては、文書を交付して勧告を行っており、勧告書には、違反している場所を示す地番及び違反している各法令の条文が記載されている。

(2) 本件保有個人情報について

本件保有個人情報は、開示請求書の記載から、横浜市旭区特定地（以下「本件土地」という。）に係る建築基準法違反に対する是正勧告書と解される。

(3) 本件保有個人情報の不存在について

ア 実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。

(ア) 開示請求書の請求先には、実施機関名に加えて「建築局違反对策課長」と記載され、「1 開示請求に係る保有個人情報」欄には「建築基準法に違反する疑いがある場合、違反对策課で作成した資料により違反勧告をし、同課では初期指導を行っている。勧告をしたという「勧告書の開示を求める。」と記載されていることから、建築局違反对策課が保有する建築基準法違反に対する是正勧告書の開示を求めていると解した。

(イ) 審査請求人への対応経過を確認したところ、平成20年度に建築局建築審査課が審査請求人に対して是正勧告書（以下「本件是正勧告書」という。）を交付していることが分かったため、建築局違反对策課が保有する行政文書を探索したが、本件是正勧告書の存在は確認できなかった。是正勧告書の保存期間は5年であり、本件是正勧告書の作成年度が平成20年度であることを踏まえると、本件是正勧告書は保存年限経過により廃棄済みであると判断した。

(ウ) 本件審査請求を受け、改めて建築局違反对策課が保有する建築基準法違反に対する是正勧告書を探索したが、本件土地に係るものは確認できなかった。

(エ) なお、本件訪問では、要望された案件内容が旭土木事務所の所管する事務であったため、旭土木事務所に情報を共有するためにメモを取り、場所の確認のために写真撮影を行ったが、本件土地に係る建築基準法違反の実態はないこと

が確認されたため、本件訪問後に本件保有個人情報を作成も取得もしていない。

訪問後には、旭土木事務所へ写真を提示し、口頭で情報共有を行ったが、建築局違反对策課の所管業務ではなく、保存期間1年未満の事務連絡文書であるため、情報共有後にメモ及び写真は廃棄している。

イ 当審査会は、以上を踏まえ、次のように判断する。

(ア) 審査請求人は、本件訪問後に建築局違反对策課から各所に勧告した文書の開示を求めると主張しているが、上記ア(ア)のとおり開示請求書の請求先には、実施機関名に加えて「建築局違反对策課長」と記載され、「1 開示請求に係る保有個人情報」欄には、建築局違反对策課が行う建築基準法違反に対する是正勧告業務の内容が記載されていることから、実施機関が建築局違反对策課が保有する建築基準法違反に対する是正勧告書と解したことは、首肯できる。

(イ) 本件是正勧告書について、建築局違反对策課において廃棄したことを裏付ける記録が確認できなかったことから、横浜市の行政文書目録検索システムにより建築局違反对策課の保有する文書について検索したが、本件是正勧告書に係ると推測される起案文書は、存在しなかった。

(ウ) 本件保有個人情報は、建築基準法に違反する建築物等の所有者等に交付する文書であるところ、本件訪問において本件土地に係る建築基準法違反の実態はないことが確認されたということであるから、本件訪問後に本件保有個人情報は作成も取得もしていないという実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められない。

(エ) 審査請求人からは本件保有個人情報の存在を裏付ける根拠も示されておらず、実施機関の説明は不自然、不合理とまではいえず、これを覆すに足る事情も認められない。

(4) 審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を与えるものではない。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が本件保有個人情報を保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

(第三部会)

委員 金井恵里可、委員 藤嶋崇友、委員 山本紗知

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令 和 7 年 5 月 9 日	・ 実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令 和 7 年 6 月 12 日	・ 審査請求人から主張書面を受理
令 和 7 年 6 月 19 日	・ 実施機関から反論書の写しを受理
令 和 7 年 9 月 1 日	・ 審査請求人から主張書面（追加）を受理
令 和 8 年 3 月 19 日 （第325回第三部会）	・ 審議
令 和 8 年 5 月 21 日 （第326回第三部会）	・ 審議